

居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条

この規程は、医療法人社団 誠道会が開設する指定居宅介護支援事業所「介護相談センター菜の花」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護相談センター菜の花
- (2) 所在地 岐阜県各務原市鵜沼山崎町6－8－2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1名（常勤で兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、常時連絡が、可能な体制をとる。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料）

第6条

居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- (1) 相談をうける場所 事業所または利用者の自宅
- (2) 課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議開催場所 事業所または利用者の自宅
- (4) 居宅訪問の頻度 月1回は必ず訪問

（通常の事業の実施地域）

第7条

通常の事業の実施地域は、各務原市、坂祝町の区域とする。

（相談・苦情への対応）

第8条

利用者又はその家族からの相談・苦情等に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置、担当者の配置、記録の整理その他必要な措置を講じるものとする。

（緊急時等における対処方法）

第9条

介護支援専門員は、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の家族等の指示する連絡先に連絡を行うと共に事業所にも連絡する。家族等又は事業所への連絡が困難な場合には主治医や救急医療機関への連絡等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための研修会を定期的に開催する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意点)

第11条

事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- (2) 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。
- (3) この規程に定める重要事項は、医療法人社団 誠道会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成16年 7月22日から施行する。
この規程は、平成17年 2月14日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 5月 8日から施行する。
この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 8月22日から施行する。
この規程は、平成20年 8月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 5月 1日から施行する。
この規定は、平成21年 7月31日から施行する。
この規定は、平成21年 9月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 2月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 3月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 5月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 9月 1日から施行する。
この規定は、平成23年 9月 1日から施行する。
この規定は、平成23年10月 1日から施行する。
この規定は、平成24年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 9月 9日から施行する。
この規定は、平成26年 9月 1日から施行する。
この規定は、平成27年 3月 1日から施行する。
この規定は、令和 元年 9月 1日から施行する。
この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。
この規定は、令和 2年 2月 1日から施行する。
この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 3年 1月 7日から施行する。
この規定は、令和 3年 12月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。